

# 本六ふれあい市 開催要項

- 開催趣旨 本六が長年積み上げてきたフリーマーケットの未来の形を提案し、フリーマーケット、飲食店、一箱古本市と老若男女が楽しめる「みんなのフリーマーケット」を開催します。
- 主催 桐生市本町六丁目商店街振興組合
- 場所 プラスアンカー前広場、アーケード下歩道（本丁六丁目交差点～金井園間、西側）  
※出店場所の指定は出来ませんのでご了承下さい
- 時間 午前 10 時～午後 3 時まで（雨天決行）
- 受付 プラスアンカー前広場・・・午前 9 時受付開始  
（場所をお借りしているため 9 時前は受付致しません）
- 区画
  - ・フリーマーケット・・・1 区画 2m×2m（全 38 区画）広場  
★座売りのため地面が砂利になっています。シート等の利用を推奨。  
区画内であればテントやテーブル等の準備ができれば利用可。
  - ・本六グルメ広場・・・1 区画 3m×3m（全 7 区画）広場  
★車両を入れる場合は前後の出店者と調整を図りますのでお知らせください。駐車許可証をお渡ししますのでフロントガラス等見える場所に提示してください。  
テントやテーブル等、出店者にてご準備ください。  
飲食用のテーブル席（50 席程度）は会場内に設置します。
  - ・一箱古本市・・・1 区画 1.5m×1.5m（全 10 区画）アーケード下歩道  
★歩道上となりますので椅子やシート等のご持参をお願いします。  
販売品目は書籍等に限定させていただきます。
- 料金 フリーマーケット ￥1,500（一般）￥1,000（学生）※未成年者は保護者の承諾が必要  
本六グルメ広場 ￥1,500 一箱古本市 ￥1,000
- 申込方法 出店申込書、電話、FAX、郵送、HP からお申込み下さい。
- 申込先

〒376-0031 桐生市本町 6 丁目 385-1

桐生市本町六丁目商店街振興組合 TEL/FAX:0277-46-4178

開所時間：AM10：00～PM4：00 水・土・日休み

HP：<http://hon6.com> mail：office@hon6.com

- 申込〆切 開催月の前の月の開所日末日まで。
- 駐車場 新川駐車場をご利用下さい。駐車券をお渡しします。  
※路上駐車は出来ません。

# 本六ふれあい市 出店規約

## 1.出店について

- (1)出店当日は事前に郵送又は送信している出店証（又は証明できるもの）を必ずご提示して下さい。
- (2)開催当日は原則として申込者（未成年の場合は保護者の承諾が必要）が参加することを条件とします。尚、必要に応じて身分証明証の提示（学生は学生証）をお願いする場合があります。
- (3)出店位置は、原則として主催者が決定します。尚、複数ブースをお申込みの場合、連続した出店位置となります。
- (4)会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- (5)フリーマーケット出店者は、会場内に車両を乗り入れての搬入出は出来ません。必ず指定の駐車場（本六パーキング）に駐車後、手運びして下さい。やむを得ず周辺道路に車両を駐停車して搬入する場合は、周囲にご迷惑のかからないよう安全確認を徹底し、自己責任でお願いします。
- (6)車両出店は認めません。（一部飲食店を除く）
- (7)指定車両の乗り入れについて、途中退場は出来ません。
- (8)搬入時間は9時~10時とします。（予め受付を済ませてから搬入をしてください）
- (9)高額と思われる物品や保証の無い家電品・精密機器などには、十分な説明を行い後日の連絡先や領収証を発行して下さい。
- (10)当日の気象状況が急変する場合の対策については、必要に応じて出店者で行って下さい。
- (11)自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは自宅で処分して下さい。放置や帰宅途中での投棄は厳禁です。
- (12)主催者の指示に従わず会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担に於いて原状回復して頂きます。
- (13)会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任に於いて行って下さい。また盗難や万引きなどの弁済責任を当組合は負いませんので、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。当組合では、特別な場合を除き、前記トラブルについて関与しません。
- (14)状況に応じて出店条件を別途設ける場合があります。
- (15)スタッフの指示には従うようにして下さい。
- (16)主催者の指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は退場して頂く場合があります。その様な場合や規約違反等での退場の際は出店料の払い戻しは致しません。また今後のご出店をお断りすることがあります。

## 2.禁止事項

- (1)社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。
- (2)偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、生き物、医薬品、嗜好品の場内への持ち込み、及び販売。また射幸心をあおるくじ引き類や、掛け売り行為など。
- (3)チラシ配布・アンケート回収・企業広告的な内容等での出店。（主催者が認めた場合を除く）
- (4)主催者が不適当と判断したものの販売、行為。
- (5)開催時間前の物品・金銭のやり取り。また会期中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。
- (6)ブースのはみ出し、及び強引な販売行為。

### 3.中止について

- (1)気象状況（荒天等）により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は開催当日会場にて主催者が行います。また開催決定後も気象状況の急変によりやむを得ず開催を中止する場合があります。不明確な天候の場合は出来るだけご来場下さい。
- (2)中止に対する振替日の設定はありません。次回開催時のご参加をお待ちしております。
- (3)開催途中で中止となった場合は開催成立とみなし、返金はできません。
- (4)中止決定後に天候が回復した場合でも、開催は行いません。また開催途中で中止の場合も同様です。
- (5)当日の天候や運営の都合により開催時間が変動する場合があります。また、必要に応じて待機頂く場合があります。

### 4.諸注意

- (1)開催日は、諸事情により変更になることがあります。
- (2)出店及び開催が中止になったことにより生じた派生的・付随的・間接的損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、主催者側は一切責任を負いません。
- (3)出店料のお支払い後及び、決済後のキャンセル・変更はできません。
- (4)いかなる場合も、出店料の返金は出来ません。
- (5)本規約に違反するなど、問題があった場合、主催者側の判断で今後の出店をお断りします。
- (6)出店申込は、原則開催日毎の申込となります。
  - 2 品物の販売、および値付けは、出店者が自由に行う。
  - 3 売上金は全て出店者のものである。
  - 4 売れ残った品物、自分のゴミ等は、出店者が全て責任を持って後片付けをして持ち帰ること。
  - 5 一店舗のスペースは、一坪単位。  
※販売に必要と思われるものは、出店者が各自で用意する。  
例) つり銭、包装用具、筆記用具、飲み物、昼食、ゴミ袋、敷物、椅子、テーブル等。  
(注)
    - ・品物の引渡しに関するトラブル
    - ・盗難、車の出入りの際での事故
    - ・出店者の品物および私物に関しての破損等これらの事に関しては、当組合では一切責任は負いません。
  - 6 販売品は、品質保証の出来るものとする。特に食品に関しては、賞味期限の切れた物、期間の記入がされていない物は販売しないでください。  
また、食品販売は出店許可（複数年可）が必要です。詳しくは桐生市保健福祉事務所衛生課（☎0277-53-4131）まで。
  - 7 プロの出店（露天商など）は、原則として認めない。
  - 8 事業運営上、当日は全ての事項について主催者側の指示に従うこと。  
当日、不明な点は係員にお尋ねください。
  - 9 本六ふれあい市参加のお申し込みは、開催要項に従うこと。